

## 「会計年度任用職員制度」創設等に係る議案の概要

### 1. 概要

地方公務員法および地方自治法の改正（令和2年4月1日施行）により、現行の非常勤職員制度等が見直され、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことならびに臨時的任用における要件が改正されること等に伴い、関係条例について整備する。

### 2. 会計年度任用職員の概要

#### (1) 職の位置付け

現行の非常勤職員は、地方公務員法（以下、地公法）の適用を受けない特別職である。（地公法第3条、第4条）

新たに創設される会計年度任用職員は、地公法の適用を受ける一般職に位置付けられる。（改正地公法第22条の2）

#### (2) 条例による規定

一般職の職員であることから、給与および費用弁償ならびに任用および職員に関連する事項については、条例による規定が必要となる。（地公法第24条第5項）

### 3. 第76号議案「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」の概要

#### (1) 報酬および期末手当の支給（第2条、第16条）

- ・期末手当の支給基準日および支給割合

基準日	支給割合
6月1日	1. 15月相当
12月1日	1. 20月相当
3月1日	0. 25月相当

※支給対象職員は規則で定める。

#### (2) 報酬額の決定の基礎（第3条第1項）

- ・原則、職員の給与に関する条例および幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定されている給料表を用いる。

(3) 報酬額 (第4条)

- ① 職種または職に応じ、月額、日額または時間額で定める。
- ② 職種または職の分類により難い職については、限度額を超えない範囲内で定める。

区分	限度額
月額	486,507円
日額	23,167円
時間額	7,722円

(4) 地域手当に相当する報酬の支給 (第7条)

報酬 (諸手当相当を除く) の100分の20の範囲内の額を支給する。

(5) その他の手当等相当する報酬の支給

- ① 特殊勤務手当に相当する報酬 (第8条)
- ② 超過勤務手当に相当する報酬 (第10条)
- ③ 休日給に相当する報酬 (第11条)
- ④ 夜勤手当に相当する報酬 (第12条)

(6) 通勤に係る費用弁償 (第17条)

(7) 施行期日 令和2年4月1日

4. 第77号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

- ・臨時的に任用される職員について昇給等の適用除外について規定整備するもの。

(2) 職員の分限に関する条例の一部改正（第2条）

- ・休職の期間、復職について規定整備するもの。

(3) 職員の懲戒に関する条例の一部改正（第3条）

- ・懲戒処分となった場合の減給の効果の範囲について規定整備するもの。

(4) 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正（第4条）

- ・会計年度任用職員以外の非常勤職員の報酬の限度額について改正するもの。

区分	改正前	改正後
月額	432,000円	583,800円
日額	21,600円	27,800円
時間額	7,200円	9,266円

(5) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正（第6条）

- ・休日および代休日ならびに年次有給休暇を与えられているときは、給与を受けながら職員団体のための活動ができることについて規定整備するもの。

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第8条）

- ・部分休業を取得することができない職員等について規定整備するもの。

(7) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（第9条）

- ・教育公務員の定義について規定整備するもの。
- ・臨時的に任用される職員の休暇等について規定整備するもの。
- ・会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規定整備するもの。

(8) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第10条）

- ・臨時的に任用される職員について昇給等の適用除外について規定整備するもの。

(9) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第11条）

- ・臨時的に任用される職員の休暇等について規定整備するもの。

(10) 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第12条）

- ・臨時的に任用される職員の休暇等について規定整備するもの。

(1 1) 学校教育職員の給与に関する条例の一部改正 (第 1 3 条)

- ・臨時的に任用される職員について昇給等の適用除外について規定整備するもの。

(1 2) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第1条による改正】 職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p><u>2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>(1) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であつて常時勤務のもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)に限る。)</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校の養護教諭および講師を含む。)</u></p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p><u>3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>(育児休業に伴う臨時的任用職員の給与)</p> <p>第19条 <u>育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)</u>の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p><u>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長および教員ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)</u>の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(臨時職員の給与)</p> <p>第19条 <u>臨時的に任用される職員</u>の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>(第2項省略)</p>

【第2条による改正】 職員の分限に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たないとき」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たないとき」とする。</u></p> <p><u>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u></p> <p><u>4 第2条第1項の規定による場合の休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p> <p>第5条 第3条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 (第2項省略)</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p><u>2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u></p> <p><u>3 第2条第1項の規定による場合の休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p> <p>第5条 第3条第1項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 (第2項省略)</p>

【第3条による改正】 職員の懲戒に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年品川区条例第 号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に相当する報酬および第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))の5分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で給料の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

【第4条による改正】非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

新	旧																																				
<p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員および第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務態様</th> <th>支給単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: right;"><u>27,800円</u></td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位としない勤務</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: right;"><u>583,800円</u></td> </tr> <tr> <td>時間を単位とする勤務</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: right;"><u>9,266円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: right;"><u>583,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務態様		支給単位	額	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	<u>27,800円</u>	日または時間を単位としない勤務	月	<u>583,800円</u>	時間を単位とする勤務	時間	<u>9,266円</u>	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	<u>583,800円</u>	<p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務態様</th> <th>支給単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: right;"><u>21,600円</u></td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位としない勤務</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: right;"><u>432,000円</u></td> </tr> <tr> <td>時間を単位とする勤務</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: right;"><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: right;"><u>432,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務態様		支給単位	額	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	<u>21,600円</u>	日または時間を単位としない勤務	月	<u>432,000円</u>	時間を単位とする勤務	時間	<u>7,200円</u>	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	<u>432,000円</u>
勤務態様		支給単位	額																																		
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	<u>27,800円</u>																																		
	日または時間を単位としない勤務	月	<u>583,800円</u>																																		
	時間を単位とする勤務	時間	<u>9,266円</u>																																		
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	<u>583,800円</u>																																		
勤務態様		支給単位	額																																		
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	<u>21,600円</u>																																		
	日または時間を単位としない勤務	月	<u>432,000円</u>																																		
	時間を単位とする勤務	時間	<u>7,200円</u>																																		
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	<u>432,000円</u>																																		

【第5条による改正】職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員およびこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員および規則法人の職員については、区長が特に必要と認めた者に限る。以</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員およびこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員および規則法人の職員については、区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。）</p>

新	旧
<p>下この項において同じ。)の都職員等としての引き続いた在職期間ならびに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。 (第6項から第8項まで省略)</p>	<p>の都職員等としての引き続いた在職期間ならびに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。 (第6項から第8項まで省略)</p>

【第6条による改正】職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、または活動することができる。 (第1号省略) (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年品川区条例第5号。以下「勤務時間条例」という。)第9条の5の規定により指定された超勤代休時間、勤務時間条例第10条および第11条、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年品川区条例第33号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)第12条および第13条、<u>学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>(平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第11条および第12条もしくは<u>勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定めによる休日ならびに勤務時間条例第12条、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条、学校教育職員勤務時間条例第13条もしくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定めにより指定された代休日</u>で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合 (3) 勤務時間条例第13条第3項、幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項、<u>学校教育職員勤務時間条例第14条第3項もしくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定または同条第1項の規定に基づく任命権者の定めにより年次有給休暇を与えられている場合</u></p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、または活動することができる。 (第1号省略) (2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年品川区条例第5号。以下「勤務時間条例」という。)第9条の5の規定により指定された超勤代休時間、勤務時間条例第10条および第11条、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年品川区条例第33号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)第12条および第13条<u>または学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>(平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第11条および第12条の規定による休日ならびに勤務時間条例第12条、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条<u>または学校教育職員勤務時間条例第13条の規定により指定された代休日</u>で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合 (3) 勤務時間条例第13条第3項、幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項<u>または学校教育職員勤務時間条例第14条第3項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</u></p>



新	旧
(第4号省略)	(第4号省略)

【第7条による改正】外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u>に規定する条件付採用になつてゐる職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(第4号および第5号省略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になつてゐる職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(第4号および第5号省略)</p>

【第8条による改正】職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ <u>勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間 <u>(前条第2号アおよびイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)</u> の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>

新	旧
<p>(第2項省略)</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項、<u>学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第19条第1項および会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条、学校教育職員給与条例第22条および会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあつては報酬額）を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(第2項省略)</p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項および<u>学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条および学校教育職員給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>

【第9条による改正】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、<u>教諭および養護教諭</u>ならびに区立小学校、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長<u>および教員</u>ならびに区立小学校、中学校および義務教</p>

新	旧
<p>中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であって常時勤務のもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員および地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p>	<p>育学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p>

新	旧
<p>(第2項省略)</p> <p>(<u>育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>(第2項省略)</p> <p>(<u>臨時職員に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</u></p>

【第10条による改正】幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(<u>昇給についての適用除外</u>)</p> <p>第31条の3 <u>第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p>	

【第11条による改正】幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(第2項省略)</p>

【第12条による改正】学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 <u>臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第1項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める<u>休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>(臨時職員に対する特例)</p> <p>第19条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、教育委員会が定める。</u></p> <p>(委任)</p>

新	旧
<b>第19条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。	<b>第20条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

【第13条による改正】学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特定職員についての適用除外)</p> <p><b>第32条</b> 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p><u>2 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>(給与からの控除)</p> <p><b>第33条</b> 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。</p> <p>(1) 職員の居住の用に供する区の施設の利用料および施設の使用に必要な経費</p> <p>(2) 特別区職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費</p> <p>(3) 品川区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子</p> <p>(4) 互助組合および互助会が取り扱う保険料および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(5) 教育委員会が適当と認めた団体取扱いに係る生命保険料および損害保険料ならびに生命共済事業および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(6) 東京都職員信用組合および中央労働金庫に対する貯蓄金ならびにこれらの法人の貸付金に係る返還金および利子</p> <p>(委任)</p> <p><b>第34条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ規則で定める。</p>	<p>(特定職員についての適用除外)</p> <p><b>第32条</b> 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>(臨時職員の給与)</p> <p><b>第33条</b> <u>臨時的に任用される職員の給与は、教育委員会が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。</u></p> <p>(給与からの控除)</p> <p><b>第34条</b> 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から控除することができる。</p> <p>(1) 職員の居住の用に供する区の施設の利用料および施設の使用に必要な経費</p> <p>(2) 特別区職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費</p> <p>(3) 品川区職員互助会（以下「互助会」という。）の会費ならびに互助会の貸付金および立替金に係る返還金および利子</p> <p>(4) 互助組合および互助会が取り扱う保険料および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(5) 教育委員会が適当と認めた団体取扱いに係る生命保険料および損害保険料ならびに生命共済事業および火災共済事業の共済掛金</p> <p>(6) 東京都職員信用組合および中央労働金庫に対する貯蓄金ならびにこれらの法人の貸付金に係る返還金および利子</p> <p>(委任)</p> <p><b>第35条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ規則で定める。</p>

【付則】

新	旧
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (職員退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第5項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</p>	